

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園永代供養墓使用規程	記 番 号 2-15- 1- 3
		改正施行 令 5. 12. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、佼成霊園規則に基づき、立正佼成会附属佼成霊園（以下、「霊園」という。）の永代供養墓の使用に関する手続き、遵守事項等について定める。

(定 義)

第2条 この規程で用いる用語は、別段の定めがない限り、「墓地・埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」という。）の定義に準ずるものとする。

第3条 霊園の永代供養墓は本会戒名を過去帳に記載し、立正佼成会附属佼成霊園納骨堂（以下、「納骨堂」という。）のご宝前に安置するとともに、遺骨を納骨堂内の納骨室へ一定期間収蔵し、その後合祀墓へ埋蔵するものとする。

(管理者)

第4条 この規程で管理者とは、墓理法に基づき設置・届出を行った者をいう。

(登録者)

第5条 この規程で登録者とは、霊園の永代供養墓に収蔵および埋蔵を希望し、管理者が別条に定める要件に基づく契約により使用登録された者をいう。

第2章 使用契約

(使用申込)

第6条 自身の死亡時に霊園の永代供養墓への収蔵および埋蔵を希望するものは、所定の申込手続きを行い、管理者の承諾を受け、所定の契約書を作成しなければならない。

2 契約にあたっては、登録者死亡後の納骨室への遺骨収蔵期間を1周忌、3回忌、13回忌、23回忌、33回忌のいずれかから選択するものとする。

第7条 民法の定めによる祭祀を主宰すべきものがないなどの理由で、すでに死亡した者の遺骨を霊園の永代供養墓へ収蔵および埋蔵することを希望する場合、その死亡者を登録者として、親族が申込および契約を行うことができる。

2 死亡者に契約者となるべき親族がない場合、葬儀等を執行した者など親族に準ずるものが申込および契約を行うことができる。

3 契約にあたっては、納骨室への遺骨収蔵期間を1周忌、3回忌、13回忌、23回忌、33回忌のいずれかから選択するものとする。

(改葬による契約)

第8条 他墓地から改葬した遺骨を、霊園の永代供養墓に収蔵および埋蔵することを希望する場合、改葬許可証に記載された死亡者を登録者として、改葬許可の申請を行ったものが申込および契約を行うことができる。

2 納骨室への収蔵期間は契約時に決定する。

(霊園使用者の契約)

第9条 承継者がいない等の理由で、霊園の墓地使用者が永代供養墓への収蔵および埋蔵

を希望する場合は、墓地の返還を行うことを条件とする。

- 2 墓地使用者が本会会員でない場合は、第21条による合祀墓への埋蔵のみとする。
- 3 前項の場合において、すでに埋蔵されている遺骨について永代供養墓へ収蔵および埋蔵を希望する場合は、本会戒名のある霊位についてのみ第8条による契約を行う。

第3章 使用登録および遺骨の収蔵、埋蔵

(使用登録)

第10条 霊園は永代供養墓使用契約を締結後、所定の料金の納付が確認された時点で使用登録を行う。

(登録者証の発行)

第11条 管理者は、霊園の永代供養墓の使用登録終了後、すみやかに「永代供養墓登録者証」を交付しなければならない。

- 2 登録者は「永代供養墓登録者証」を紛失又は汚損したときは、所定の書類を添えてすみやかに届出を行い、再交付を受けなければならない。
- 3 登録者は、「永代供養墓登録者証」の記載事項に変更を生じたときは、所定の書類を添えてすみやかに届出を行い、変更の手続を受けなければならない。
- 4 第7条に基づき、すでに死亡した者を登録者とする場合は「永代供養墓登録者証」を交付しない。

(遺骨の収蔵)

第12条 登録者の遺骨を収蔵する場合、親族またはそれに準ずるものは、遺骨に「永代供養墓登録者証」および「本会戒名」を添えて管理者に収蔵の申請をしなければならない。

- 2 収蔵にあたっての骨壺は、霊園の定める基準によるものとする。
- 3 収蔵にあたっては、必ず埋（火）葬許可証を提出しなければならない。
- 4 改葬された遺骨を収蔵する場合は、必ず改葬許可証を提出しなければならない。
- 5 霊園主催の合同納骨式法要を行い納骨室に収蔵する。

(永代供養の証の発行)

第13条 管理者は収蔵後すみやかに、死亡者の氏名、死亡年月日、収蔵期間等を記載した「永代供養の証」を発行し、収蔵に立ち会った親族またはそれに準ずるものに交付しなければならない。

(合祀墓への埋蔵)

第14条 契約時に定めた納骨室への収蔵期間が終了した遺骨は合祀墓に埋蔵する。

- 2 佼成霊園墓地使用規程第15条第3項および佼成霊園納骨室使用規程第9条第5項、第12条第3項に該当する遺骨は合祀墓に埋蔵する。
- 3 埋蔵に際しては「すみやかに土にかえっていただく」という開祖さまのご指導に基づき、粉骨して合祀するものとする。
- 4 霊園主催の合同埋葬式法要を行い合祀墓に埋蔵する。

第4章 料 金

(永代供養料等)

第15条 契約者は、次の各号に定める永代供養墓料等を納めなくてはならない。

- (1) 永代供養料 契約時に定める期間の納骨室への収蔵、収蔵期間終了後の合祀墓への埋蔵、33回忌までの供養を保証するもので、別に定める額を契約時に一括で納める料金。
 - (2) 手数料等 永代供養墓登録者証の再交付、受入証明書など各種証明書の発行に要する費用。
- 2 前項の料金で、既納のものは原則として返金しない。
- 3 料金の改定は、事業を所管する時務グループが、立正佼成会稟議規程の定めに基づいて行う。

第5章 永代供養および参拝

(供 養)

第16条 収蔵された登録者の戒名を過去帳に記載し、納骨堂のご宝前に安置する。

- 2 納骨堂ご宝前における毎日のご供養において、祥月命日にあたる戒名の読み上げを行う。
- 3 永代供養墓に収蔵および埋蔵されている霊位に対し、年に1回、霊園が主催して合同法要を行う。
- 4 1周忌、3回忌、7回忌、13回忌、17回忌、23回忌、27回忌、33回忌にあたる霊位に対しては、霊園が主催して合同年回忌法要を行う。

(参 拝)

第17条 永代供養墓へ収蔵および埋蔵された霊位に対する参拝は、納骨堂および合祀墓への参拝とし、定められた時間内に限り納骨堂ご宝前での間接礼拝を行うことができる。

- 2 遺骨収蔵時を除き納骨室に立ち入ることはできない。

第6章 契約の解除

(登録者からの解除)

第18条 登録者が永代供養墓使用契約の解除を希望するときは、契約解除の意思を明記した所定の書類に、永代供養墓登録者証を添えて管理者に届け出なければならない。

- 2 契約を解除する場合、契約から1年以内の場合は納付済みの永代供養料の80%を、それ以降は30%を返金する。

(遺骨の返還による解除)

第19条 納骨室への収蔵期間中に限り、登録者の祭祀を主宰すべきものから遺骨の返還の申し出があり、管理者がやむをえないと認めた場合は、遺骨を返還し、契約を解除することができる。ただし、この場合すでに納付済みの料金等は返金しない。

- 2 遺骨の返還にあたっては、墓理法に定める改葬の手続きを行わなければならない。

(年齢制限による解除)

第20条 契約時の届出により算出した登録者の満年齢が120歳を超えて遺骨の収蔵の申し出がない場合、管理者は永代供養墓使用契約を解除することができる。

- 2 契約解除後に永代供養墓登録者証を添えて遺骨の収蔵の申し出があった場合は、原契約に添って永代供養墓に収蔵および埋蔵を行う。

第7章 その他

(永代供養以外の埋蔵)

- 第21条 永代供養を希望せず、合祀墓への埋蔵のみを希望する者については、管理者がやむを得ないと認めた場合、これを認めることがある。
- 2 監督官庁の指導に基づき、合祀墓への埋蔵のみを希望するものについても1年間は納骨室に収蔵し、その後合祀墓に埋蔵する。
 - 3 収蔵および埋蔵に要する費用は別に定める。
 - 4 佼成霊園主催の合同年回忌法要は行わない。

(無縁改葬による埋蔵)

- 第22条 管理者が墓理法に基づき無縁改葬手続きを行い、その手続きが終了した場合、当該区画に埋蔵されていた遺骨は合祀墓に埋蔵するものとする。

(損害賠償)

- 第23条 霊園内における施設、設備等を損失させた者は、管理者に対して損害額を賠償しなければならない。

(免責)

- 第24条 収蔵中の損害については、霊園の管理上重大な過失があった場合を除き、一切責任を負わない。

(規程に定めのない事項)

- 第25条 この規程に定めのない事項については、法律の定めによるほか、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この改正された規程は、令和5年12月1日から施行する。